

2 0 1 5 年 度

# 事業報告

自 2015年4月1日

至 2016年3月31日

JASRAC<sup>®</sup>

一般社団法人 日本音楽著作権協会

# 目 次

## 事業報告

概要	3
第1 徴収関係	
1 演奏	5
2 録音	9
3 出版	10
4 貸与	11
5 複合	11
6 私的録音録画補償金	13
第2 違法利用等への対応	
1 演奏	14
2 複製	14
3 インタラクティブ配信	15
第3 資料関係	16
第4 分配関係	
1 著作物使用料分配規程及び収支差額金分配規程の変更	17
2 利用曲目報告の増加への対応	18
3 管理手数料	18
第5 会務関係	
1 信託契約の締結等	19
2 会員・信託者に対する情報の提供	19
3 社員への事業報告会	20
4 会長選挙及び正会員理事候補者選挙	20
5 会員サービスの拡充	20
6 個人番号(マイナンバー)制度への対応等	21
第6 システム関係	
1 基幹システムの再構築	21
2 その他のシステム	21
第7 組織の在り方に関する検討	
1 定款等の変更	21
2 会員制度の在り方等に関する検討	22
第8 著作権信託契約約款に関する検討	
1 著作権信託契約約款等の変更	22
2 非一任型管理の在り方等に関する検討	23

<b>第 9</b>	<b>著作権の保護及び制度の整備に関する取組</b>	
1	著作権保護期間延長及び戦時加算義務解消に向けた取組	23
2	私的録音録画補償金に代わる私的複製に係る適正な対価の還元に向けた取組	24
3	柔軟性の高い権利制限規定の創設に向けた動きへの対応	24
4	権利者不明作品の利用円滑化に向けた取組	25
<b>第 10</b>	<b>国際関係</b>	
1	外国地域における利用に関する施策	25
2	国際著作権組織等との連携	26
3	アジア地域を中心とした著作権管理水準の向上を図る対応	26
<b>第 11</b>	<b>広報関係</b>	
1	主要メディア等を活用した広報	27
2	JASRAC賞及び定例記者会見	28
3	JASRAC音楽文化賞	29
4	著作権思想の普及に資する取組	30
5	音楽文化の振興に資する取組	30
<b>第 12</b>	<b>その他協会の状況に関する事項</b>	
1	こころ音プロジェクト	31
2	公正取引委員会等への対応	32
3	会議の開催	33
4	会員及び信託者の異動	34
5	職員の状況	35
<b>第 13</b>	<b>内部統制システムの整備</b>	36
<b>参考資料</b>	<b>内部統制システムの整備に関する基本方針</b>	38

## 概要

2015年度の使用料徴収額及び分配額は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	目標額	実績額	目標比	前年度比
徴収	110,219,548	111,670,041	101.3%	99.3%
分配	108,101,193	111,591,389	103.2%	100.2%

使用料徴収額は、目標額を14億5千万円上回り、4年連続で1,100億円台を維持した。

これは、ビデオグラムやオーディオディスク等について徴収減となった一方で、インタラクティブ配信において、好調が続く動画等配信と使用料規定の改定により徴収増となったこと、演奏等において演奏会等が過去最高の実績額を記録したことなどによる。

なお、2014年度との比較では、8億2千万円の減であるが、これは、同年度の実績額が大手有線テレビジョン放送事業者の過年度分使用料を含んでいたことによるものである。

こうした中、徴収業務の基盤整備の一環として、利用実態の変化や技術の進展に伴うサービスの多様化に対応するため、各分野において使用料規定改定に向けた利用者団体等との協議を続けた。

使用料分配額は、目標額を34億9千万円上回り、2014年度に比べ1億7千万円の増となった。これは、2014年度下半期及び2015年度上半期の徴収実績を反映したものである。

管理手数料については、第12回理事会(2016年2月3日)において、2016年度の各分配期に適用する実施料率の一部引下げ(演奏等及び映画上映に係る実施料率の引下げ)を決議した。

インターネット上の違法利用については、ファイル共有ソフト等を悪用した違法配信につき16件の告訴を行ったほか、他の権利者団体、インターネットサービスプロバイダ(ISP)、警察庁等との連携・協力による取組を進めた。

組織の在り方については、定款改正委員会の答申を受け、5月施行の法人法一部改正に対応するため、会計監査人の選解任等に係る手続の変更等を内容とす

る定款変更を行った(6月25日定時社員総会決議、7月2日施行)。

著作権信託契約約款については、信託契約約款改正委員会の答申を受け、委託者が使用料の額を指定すること(指し値)ができる区分の拡張及び個人番号(マイナンバー)制度に対応するための規定整備を内容とする変更を行った(同定時社員総会決議、2016年1月6日施行)。

重要な課題として取り組んでいる著作権保護期間の延長及び戦時加算義務の解消については、知的財産戦略本部等に意見を提出したほか、広く一般の理解を得るため新聞広告を出稿するなどの施策を進める中、著作権保護期間を著作者の死後70年以上とすることなどが盛り込まれた環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の交渉が合意に達し、2016年2月、参加国の閣僚により署名された。また、私的録音録画補償金制度に代わる私的複製に係る権利者への適正な対価の還元に向けて、文化審議会著作権分科会の小委員会において、新たな制度の早期創設を訴えた。

国際関係では、相互管理契約を締結する外国の管理団体(契約団体)に対する各種情報(協会の管理する内国作品やその外国地域での利用に関する情報等)の提供を強化し、内国作品の適正な管理を求めた。また、役職員がCISAC総会等の各種会議に出席し、より円滑な著作権管理に向けた議論に参加した。

広報関係では、協会ホームページを充実させるなど、インターネット、放送、新聞・雑誌等の主要メディアを活用したほか、著作権思想の普及を目的とする寄附講座や研究支援、音楽文化の振興を目的とするイベントの開催や2014年度に創設した「JASRAC音楽文化賞」等の事業を継続した。

東日本大震災からの復興と被災地の音楽文化の振興を音楽作品により継続的に支援する目的で2011年3月に開始した「こころ音プロジェクト」については、最初の支援先として岩手県釜石市を選定した。

協会に対する排除措置命令を取り消す公正取引委員会の審決を取り消す東京高裁判決(2013年11月1日)に対して同委員会及び協会が上告していた事件については、最高裁の上告棄却(2015年4月28日)による上記高裁判決の確定を受け、同委員会が審判手続の再開を決定した(2015年6月12日)。また、株式会社イーライセンス(現：株式会社NexTone)が協会に対して2014年5月に提起した損害賠償等請求訴訟については、2016年2月、同社が訴えの全部を取り下げた。

## 第1 徴収関係

### 1 演奏

#### (1) 演奏等

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
上演	41,356	45,625	110.3%	66.8%
演奏会等	5,485,757	6,059,754	110.5%	112.3%
社交場	1,851,615	1,975,930	106.7%	100.1%
カラオケ	12,704,133	12,766,387	100.5%	99.9%
ビデオ上映	545,949	313,414	57.4%	94.7%
合計	20,628,810	21,161,112	102.6%	103.0%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

#### ア 演奏会等

コンサート市場の好調を受けて増加傾向にある催物に対する迅速な許諾・請求を進めたこと、演奏会及びレビューショー等について使用料規定の経過措置に基づき減額係数等が変更されたこと<sup>1</sup>などから、目標を達成した。

また、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会との協定を改定して、会員事業者が開催する催物に関する協議・調整の仕組みを明確化し、その運用を軌道に乗せた。

#### イ 社交場

ライブハウスや婚礼宴会場、社交ダンス教授所以外のダンス教室<sup>2</sup>との契約締結が順調に進んだことなどから、目標を達成した。

#### ウ カラオケ

協定<sup>3</sup>締結リース事業者と連携して迅速かつ確実に新規店舗との契約

<sup>1</sup> 2012年4月1日実施の使用料規定変更時の経過措置に基づき、演奏会の使用料算定基礎となる「総入場料算定基準額」に乗じる減額係数の引上げ(減額幅の縮小)及びレビューショー等に適用する使用料率の引上げが、2015年4月及び2018年4月の2回に分けて行われる。

<sup>2</sup> ジャズ、ヒップホップ、ストリートダンス等の教室。4月から管理を開始した。なお、社交ダンス教授所については、既に管理を行っている。

<sup>3</sup> リース先店舗からの利用許諾契約の申込みを取りまとめること等を内容とする協定

締結業務を進めるとともに、使用料滞納の発生防止及び早期解消に関する取組を強化したことなどから、目標を達成した。

また、2016年4月から管理を開始する歌謡教室における演奏等に係る運用基準を定め、利用者団体等の協力を得て周知に努めるとともに、各利用者にも個別に案内文書を送付するなどして契約締結を進めた。

## エ 規定整備に向けた取組

パチンコ機器等におけるビデオ上映の管理開始に向けて使用料規定を整備するため、利用者団体等と協議を進めた。

## (2) 放送等

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
NHK・民放地上波	27,793,064	27,975,717	100.7%	99.7%
(うちCM放送)	(5,759,971)	(6,056,766)	(105.2%)	(99.9%)
民放衛星波	3,053,575	3,431,719	112.4%	99.3%
その他	86,900	105,526	121.4%	101.7%
合計	30,933,539	31,512,963	101.9%	99.7%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

## ア NHK・民放地上波

### (7) 放送等使用料(包括)

使用料の算定基礎となる各放送事業者の2014年度放送事業収入は、次のとおりである。

#### ① NHK

受信契約の増加等により受信料収入が好調であったことから、増加した。

#### ② 民放地上波

企業の業績改善、サッカーワールドカップブラジル大会の影響等により、テレビ・ラジオともに広告収入が堅調であったことから、増加した。

全曲報告<sup>4</sup>の進捗を受け、放送事業者等との間で行われた協議<sup>5</sup>に基

<sup>4</sup> 放送番組で利用された全曲目の電子的報告

づき、放送番組における各管理事業者の管理楽曲の利用割合を2015年度使用料に反映させた。そのため、目標額を僅かに下回った。

#### (イ) CM放送使用料(曲別)<sup>6</sup>

協会が管理する楽曲を利用したCMの放送回数が増加したこと、利用回数等の報告漏れ等に関する対応を強化したことなどから、目標を達成した。

### イ 民放衛星波

BS放送について、一般社団法人日本民間放送連盟(民放連)との協定に基づく使用料率の段階的な引上措置<sup>7</sup>が適用されていることに加え、BS・CS放送ともに広告収入が好調を維持したこと、有料のBS放送の加入者数が増加したことなどから、目標を達成した。

なお、2014年度実績額を下回ったのは、同年度実績額にはCS放送に関する過年度分の使用料が含まれていたためである。

### ウ 全曲報告実現への取組

地上波放送6社7局が新たに全曲報告を開始した。これにより、全曲報告を実施している民放地上波放送事業者は、193社228局のうち190社219局(98.4%、96.1%)となった。

### エ 利用者団体等との協議

NHK、民放連、一般社団法人衛星放送協会等との間で、2016年度以降の協定の締結に向け、放送と通信が融合したサービスへの対応、放送の利用実態を勘案した許諾条件等について、協議を進めた。

---

<sup>5</sup> 2015年2月以降、文化庁の立会いの下、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス、株式会社イーライセンスとの間で、放送分野における各管理事業者の管理楽曲の利用割合を反映した使用料算出方法(放送事業者が各管理事業者に提出する利用曲目報告のフォーマットや利用割合算出基準の統一等)について協議を行った。なお、株式会社イーライセンスは、2016年2月1日付けで株式会社ジャパン・ライツ・クリアランスを吸収合併し、社名を株式会社NexToneに変更した。

<sup>6</sup> 民放地上波におけるCMで利用される管理著作物の放送使用料

<sup>7</sup> 2011年度から6年間かけて段階的に引き上げることとしており、2016年度が最終年度である。



### (3) 有線放送等

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
有線ラジオ放送	764,418	723,915	94.7%	99.1%
有線テレビジョン放送	3,741,343	3,761,787	100.5%	74.8%
その他	1,306	1,251	95.8%	69.8%
合計	4,507,067	4,486,953	99.6%	77.9%

#### ア 有線ラジオ放送

使用料の算定基礎となる各有線放送事業者の2014年度有線放送事業収入が当初予想した額には届かず、目標額を下回った。

#### イ 有線テレビジョン放送

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟との協定に基づく使用料率の段階的な引上げ<sup>8</sup>が行われたこと、使用料の算定に必要な事業収入報告の提出が遅れていた事業者への対応を強化したことなどから、目標を達成した。前年度比が74.8%となっているのは、2014年度実績額には大手事業者の過年度分の使用料が含まれていたためである。

なお、無許諾で放送を続けていた事業者に対する本案訴訟<sup>9</sup>で和解が成立し、損害金の入金があった。

### (4) 映画上映

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
映画上映	172,209	206,758	120.1%	122.3%

映画館のスクリーン数が増加傾向にあること、協会の管理楽曲の利用数が増加したことなどから、目標を達成した。

利用実態の変化に対応した使用料規定の変更に向け、利用者団体と協議を継続した。

<sup>8</sup> 2010年度から9年間かけて段階的に引き上げることとしており、2018年度が最終年度である。

<sup>9</sup> 2014年11月、無許諾利用に対する差止め及び損害賠償を求める本案訴訟を東京地方裁判所に提起した。

## (5) BGM

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
BGM	679,279	503,326	74.1%	101.4%

6月及び7月並びに2016年1月及び2月に、本部の職員から支部<sup>10</sup>を支援するBGM管理推進担当を募り、店舗等を訪問して利用許諾契約手続の案内をする業務を集中的に行うなど、適法利用の促進に努めた。このほか、6月、許諾を得ずに利用している店舗等に対し全国一斉に民事調停の申立てを実施した(「第2 違法利用等への対応」参照)。これらの取組の結果、個別の利用施設との契約締結件数が大幅に増加し、2014年度実績額を上回ったが、大手音源供給事業者との間で2015年10月以降の契約<sup>11</sup>条件等の協議を継続していることから、目標額を下回った。

また、従来 of 年額の使用料に加え、1か月の使用料と1曲1回の使用料を新たに定め、2016年3月3日、文化庁長官に使用料規程の変更を届け出た(同年5月1日実施)。

## 2 録音

### (1) オーディオディスク

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
オーディオディスク	11,619,957	12,815,605	110.3%	97.9%

ここ数年CD生産実績の減少が続いていたが、2015年は前年並みを維持したこと<sup>12</sup>、利用許諾契約に基づき実施した監査で判明した無断複製物に関する使用料が入金されたこと、申請漏れや使用料滞納への対応を強化したことなどから、目標を達成した。

<sup>10</sup> BGMを含む演奏権等の許諾・徴収業務は、首都圏を含む全国16支部が行っている。

<sup>11</sup> 店舗等にBGMの音源を提供する事業者が全ての提供先におけるBGMの使用料をまとめて協会に支払うことを内容とする利用許諾契約

<sup>12</sup> 一般社団法人日本レコード協会の調査による。同協会加盟社の2015年CD生産実績(金額・数量)は、それぞれ2014年比で97.8%、98.5%である。

## (2) ビデオグラム

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
ビデオグラム	18,607,461	17,224,721	92.6%	95.0%

DVD等の映像ソフト全体の徴収額は2014年度並みを維持したものの、パチンコ機器向けの録音利用が減少したこと、スマートフォン向けの配信型ゲームが好調であり、パッケージ型のゲーム市場が縮小傾向にあることなどから、目標額を下回った。

映像ソフトの低価格化など、利用実態の変化に対応する使用料規定の変更に向けて利用者団体と協議を進め、方向性について大筋で合意した。

## (3) 著作権信託契約約款変更<sup>13</sup>に伴う使用料規程の整備

著作権信託契約約款の変更を行い指し値ができる区分を追加したことに伴い、利用者団体との協議を経て、使用料規程第2章に第15節「広告目的で行う複製」及び第16節「ゲームに供する目的で行う複製」を新設し、2016年1月26日、文化庁長官に届け出た(同年4月1日実施)。

## 3 出版

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
出版等	1,110,965	957,143	86.2%	85.2%
教科用図書補償金	25,421	26,113	102.7%	103.5%
合計	1,136,386	983,256	86.5%	85.6%

書籍・雑誌の販売金額が過去最大の落ち込みとなる<sup>14</sup>中、申請漏れ書籍への対応を強化するなど徴収確保に努めたものの、使用料収入の大半を占める楽譜の販売が大きく落ち込んだため、目標額を下回った。

<sup>13</sup> 「第8 著作権信託契約約款に関する検討」参照

<sup>14</sup> 公益社団法人全国出版協会の調査による。2015年の書籍・雑誌(紙媒体)推定販売金額は、1兆5,220億円で、1950年の統計開始以来最大の落ち幅となる5.3%減となった。

## 4 貸与

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
貸レコード	2,883,228	2,655,393	92.1%	97.3%
貸ビデオ	758,072	593,372	78.3%	84.4%
合計	3,641,300	3,248,766	89.2%	94.7%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

貸レコードについては、使用料率の段階的な引上措置<sup>15</sup>が適用されたことに伴う増収分があったものの、中小事業者の撤退や大手事業者によるCDレンタル事業の縮小が進んだことなどから、目標額を下回った。

貸ビデオについては、使用料の算定基礎となるレンタル店用ソフトの供給額(供給事業者の売上げ)が減少していることなどから、目標額を下回った。

## 5 複合

### (1) 通信カラオケ

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
通信カラオケ	6,747,611	7,001,310	103.8%	103.0%

設置台数はほぼ横ばいで推移しているが、使用料の算定基礎となる情報料が旧機種に比べ高額で、かつ、収録楽曲数も多い新機種への移行が続いたことから、目標を達成した。

<sup>15</sup> 2013年、貸レコードの使用料について、貸与回数に応じた定額方式から基本使用料に営業収入の額の一定率(使用料率)に相当する額を加算する方式に変更したが、使用料率については、激変緩和のため2年ごとに段階的に引き上げることとしている。

## (2) インタラクティブ配信

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
音楽配信				
ダウンロード	3,934,779	3,789,460	96.3%	96.7%
ストリーム	1,234,283	1,066,568	86.4%	100.4%
サブスクリプション	421,712	715,494	169.7%	264.3%
小計	5,590,774	5,571,522	99.6%	106.1%
動画等配信				
ダウンロード	719,994	1,190,955	165.4%	127.3%
ストリーム	2,365,712	2,769,403	117.1%	115.6%
小計	3,085,706	3,960,358	128.3%	118.9%
その他	238,536	312,448	131.0%	110.5%
合計	8,915,016	9,844,330	110.4%	111.1%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。音楽ストリーム配信が目標比86.4%となっているのは、これまでストリームの区分に計上していたサービスの一部をサブスクリプションの区分に移管したためである。また、動画等配信のサブスクリプションサービスについては、動画等配信ダウンロード又はストリームの区分に含めて計上している。

### ア 音楽配信

サブスクリプションサービス<sup>16</sup>について、利用者団体との合意に基づき変更した使用料規定(下記ウ参照)による徴収が開始され、過年度分使用料の入金もあったことから、2014年度実績額を上回り、目標をほぼ達成した。

### イ 動画等配信

スマートフォン向けゲーム配信、サブスクリプションサービス及び動画投稿(共有)サイトが好調に推移したことから、2014年度実績額、目標額ともに大きく上回った。

<sup>16</sup> 会員登録(月額や年額などの定額料金を支払うものと無料のものがある。)をすることで、契約期間中に限り楽曲、動画等を視聴できるサービス。代表的なサービスとして、契約期間中であれば楽曲、動画等のコンテンツをいつでも何度でも視聴することができる聴き(見)放題サービスがある。

## ウ 規定整備に向けた取組

技術の進展とそれに伴うサービスの多様化に対応するため、使用料規定の抜本的な見直しに向けた利用者団体との協議を継続した。この協議を的確に進めるため、外国の著作権管理団体の管理実態等の情報収集に努めた。

音楽配信のサブスクリプションサービスについて、利用者団体との協議を行ってきたが、利用環境に応じた規定を整備して配信事業者の利用の円滑を図ることが急務であったことから、5月29日、整備した使用料規程を文化庁長官に届け出た。これに対し、著作権等管理事業法に基づき利用者団体から協議の要請があり、文化庁長官が同法に基づき実施禁止期間(6か月)を決定した。その後、文化庁立会いの下、再度利用者団体との協議を行った結果、合意に至り、12月4日、この合意に基づき変更した使用料規程を文化庁長官に届け出た(2016年2月1日実施)。

## 6 私的録音録画補償金

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
私的録音補償金	48,783	38,287	78.5%	—
私的録画補償金	0	1,825	—	1768.1%
合計	48,783	40,113	82.2%	—

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

一般社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)と記録媒体メーカーとの間で補償金額の算定基礎に関する協議が整わず処理が停止していた補償金について、協議が不調となった1社分を除き、2014年度分及び2015年度分の補償金をsarahから受領した。

私的録画補償金については、一般社団法人私的録画補償金管理協会(SARVH)がメーカーに対し補償金の支払を求めた請求が最高裁に棄却されて以降入金途絶えた。2015年3月31日付けでSARVHが解散したことにより、私的録画補償金制度は完全に機能を停止した<sup>17</sup>。

<sup>17</sup> 上記実績額は、SARVHの清算に伴い、残余財産の分配を受けたものである。

## 第2 違法利用等への対応

### 1 演奏

6月、BGMを利用していながら再三の催告にもかかわらず利用許諾契約手続に応じない171事業者258店舗等<sup>18</sup>に対し、全国一斉に民事調停を申し立てた。また、カラオケリース事業者としての注意義務を履行せず、リース先の店舗における著作権侵害行為を幫助している4事業者に対し、証拠保全命令申立てを行った。

これらを含めた法的措置の実施件数は、1,444件(2014年度比141件増)であり、措置ごとの件数は下表のとおりである。

( )内は2014年度

刑事	民事					合計
	本案訴訟	仮処分	民事調停	支払督促	その他	
1件 (1件)	1件 (3件)	11件 (26件)	1,364件 (1,177件)	28件 (60件)	39件 (36件)	1,444件 (1,303件)

### 2 複製

#### (1) 法的措置

コンサート会場で撮影した映像・音声を無断で複製したブルーレイディスク等をインターネットオークションにおいて販売していた事案、カラオケ喫茶の経営者(兼カラオケ講師)が無断で複製したCD-R等を客やカラオケ教室の生徒らに頒布していた事案等、計5件の刑事告訴を行った。このほか、使用料滞納に対する7件の法的措置を実施した<sup>19</sup>。

また、2015年度までに刑事処分が確定した事件について、侵害者との交渉を着実にを行い、損害金の回収に努めた。

#### (2) 違法複製物の根絶に向けた活動

- ① インターネットオークションにおける海賊版の流通を阻止するため、オークション事業者に対して、海賊版出品者のIDの削除を要請し、いずれも出品停止等の措置が取られた。
- ② 協会が参加している楽譜コピー問題協議会(CARS)において、全国の

<sup>18</sup> 全ての店舗等について、2015年12月までに利用許諾契約を締結するなどして解決済みである。

<sup>19</sup> 民事調停5件、即決和解1件、債権差押命令1件

楽器店・書店と連携し、スマートフォン等による店頭での楽譜の無断撮影防止を図る啓発活動を行った。

- ③ 11月、警察庁、不正商品対策協議会(ACA)等と連携し、「ほんと？ホント！フェアin千葉」を開催し、来場者(延べ1,200人)に知的財産の保護と海賊版等の不正商品の排除を訴えた。
- ④ 日本レコード協会と共同で運営する不法録音物対策委員会では、東海ラジオの歌謡番組へCMを出稿したほか、中部支部及び大阪支部管轄のカラオケ喫茶等約2,000施設を対象に文書を送付するなどし、著作物の無断複製物頒布の撲滅を訴えた。
- ⑤ 日本関税協会知的財産情報センター(CIPIC)の活動に参加して情報交換を行うなど、税関における水際対策に向けた対応を継続した。

### 3 インタラクティブ配信

#### (1) 法的措置

ファイル共有ソフトやストレージサービス<sup>20</sup>を悪用した違法配信に対する措置として、16件の刑事告訴を行った。2015年度までに刑事処分が確定した事件については、損害金の回収に努めた。

#### (2) 違法利用防止のための活動

- ① 監視システム(J-MUSE)によって収集した著作権侵害情報を活用し、以下の取組を行った。
  - ア 違法音楽ファイル等を配信するユーザーに対し、メールを送信し、ファイル等の削除又は利用許諾契約の締結を求めた(776件)<sup>21</sup>。
  - イ 上記アに加え、発信者不明分について、プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに基づき、送信防止措置を講ずるようインターネットサービスプロバイダ(ISP)に対して通知した(2,665件)<sup>22</sup>。
  - ウ 著作権侵害対策を内容とする日本アフィリエイト協議会との協

---

<sup>20</sup> インターネット上に音楽ファイル等のデジタルデータを一時的に保管することができるサービス

<sup>21</sup> 181のウェブサイトについて、ファイル等の削除又は利用許諾契約の締結がなされた。

<sup>22</sup> ISPに対して要請を開始した2002年10月から2016年3月までの間、侵害停止措置が講じられたファイル数は累計で約87万件である。



定<sup>23</sup>に基づき、違法音楽配信サイトの情報提供を継続するとともに、リーチサイト<sup>24</sup>等の撲滅のため、広告掲載の実態把握を進めた。

- ② ファイル共有ソフトを悪用した侵害に対し、以下の取組を行った。
- ア 協会が運営会員となっているファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)が作成したガイドラインに基づき、違法音楽ファイル等の削除を求める通知を侵害者に送るようISPに要請した(7,470件)<sup>25</sup>。11月以降、監視対象とするソフトを追加したことにより、要請件数が大幅に増加した。
- イ 構内ネットワーク上での違法配信が検知された大学に対して、侵害行為の中止等を求める警告文書を送付した(2校)。
- ③ 教育委員会等の協力を得て2011年度から継続的に実施している全国の中高生に対する啓発活動の一環として、2015年度は、青森県、宮城県の中学・高等学校(610校)に対し、ネットワーク上の著作物の適正利用を呼び掛ける啓発リーフレットを配布した。

### 第3 資料関係

正確な許諾・徴収・分配を円滑に行うため、会員・信託者に対し、作品届の早期提出の呼び掛けや、作品届提出依頼リスト<sup>26</sup>の送付などにより、作品の権利関係を正確かつ迅速に作品データベースに反映した。また、日本で利用された外国作品情報をCISネット<sup>27</sup>へ定期的に提供<sup>28</sup>する体制を

---

<sup>23</sup> サイト運営者、広告代理店等で構成される日本アフィリエイト協議会との間で締結した協定で、違法音楽配信サイトに関する情報共有、サイト運営者への警告、広告掲載の中止、広告料の支払停止等の著作権侵害対策を実施することとしている。

<sup>24</sup> 違法にアップロードされた著作物を含むファイルへのアクセスを容易にするためのウェブサイトで、不正な収益を上げることを目的に運営されているものが多数存在している。

<sup>25</sup> ISPに対して要請を開始した2010年6月から2016年3月までの間の通知数の累計は、約31,600件である。

<sup>26</sup> 協会が利用実績を把握しているにもかかわらず作品届が提出されていない作品の権利情報を確認するため、著作者等に送付するリスト

<sup>27</sup> 加盟各団体の管理作品情報等をネットワーク上で共有するためにCISACが開発したデータベースで、協会は、2011年8月にデータ提供を開始し、2016年3月末までに約255万件を提供している。

整えた。

外国作品についてより効率的に管理するため、作品届オンライン受付システムの利用を促したほか、外国の管理団体等との連携を強化するなどして、情報収集に努めた。

【参考】作品データベース登録件数の推移

	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末
内国作品	1,584,462	1,680,106	1,777,247	1,883,237	1,990,043
外国作品	2,060,994	2,225,390	2,426,911	2,606,524	2,812,813
合計	3,645,456	3,905,496	4,204,158	4,489,761	4,802,856

## 第4 分配関係

### 1 著作物使用料分配規程及び収支差額金分配規程の変更

訳詞者への分配の取扱いに関する国際基準<sup>29</sup>が変更されたことに伴い、訳詞者はその訳詞が使用されたときのみ演奏権使用料の分配対象者とする分配規程の一部変更を行い、4月、文化庁長官に届け出た(12月分配期より適用)。

また、分配委員会(2014年10月設置。2016年6月任期満了)の答申を受け、分配規程の一部変更(2016年2月)、収支差額金分配規程の一部変更(同年3月)を行い、それぞれ文化庁長官に届け出た(いずれも同年9月分配期より適用)。主な変更点は、以下のとおりである。

- ① 「広告目的で行う複製」及び「ゲームに供する目的で行う複製」の二つの利用形態の使用料は、指定した歌詞又は楽曲の各委託者に対し、指定した額を分配する。
- ② カラオケ大会に係る演奏使用料は、「カラオケ社交場」の分配基金に合算して分配する。
- ③ 収支差額金の分配に用いる種目を放送と貸レコードから放送とカラ

<sup>28</sup> 各団体の管理地域で利用された外国作品情報をCISネットに提供することを義務付けるCISAC決議に基づくもの

<sup>29</sup> 従来の国際基準では、①訳詞が利用されたとき、②器楽演奏されたとき、③原詞・訳詞のいずれが利用されたかが不明なときには訳詞者も演奏権使用料の分配対象になるものとされており、協会も同基準に準拠して分配規程等を定めていた。

オケに変更する。

## 2 利用曲目報告の増加への対応

利用曲目報告の増加に対応するため、自動照合機能を活用するとともに、一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)との連携を強化するなどして、効率的な業務を行った。

新たな使用料規定による徴収が開始されたサブスクリプションサービス<sup>30</sup>について、2016年3月、利用曲目報告の受付を開始した。同サービスの利用楽曲が多岐にわたり、重複した利用楽曲のとりまとめ後も手作業による作品DB照合(下表③)が必要な件数が多かったことなどから、同件数は2014年度を上回った。

【参考】 インタラクティブ配信、放送等における利用曲目の報告数等

( )内は2014年度

	J-NOTES	J-BASS	
	インタラクティブ配信	放送	有線ラジオ放送
① 報告数	11億3,345万 (11億2,950万)	1,272万6千 (1,198万5千)	1億3,520万 (1億3,167万)
対前年度比	100.4%	106.2%	102.7%
② 自動照合で作品DBと一致しなかった件数	3,150万 (3,754万)	106万7千 (109万3千)	480万2千 (565万7千)
自動照合による作品DBとの一致率	97.2% (96.7%)	91.6% (90.9%)	96.4% (95.7%)
③ 手作業による作品DBとの照合が必要な件数※	335万 (122万)	43万5千 (45万2千)	9万4千 (9万3千)
手作業比率	0.30% (0.11%)	3.42% (3.78%)	0.07% (0.07%)

※ 同一楽曲に対するコード付与等の重複作業を避けるために、②のうち曲名、権利者名などが共通するデータを一定のルールに従ってとりまとめたものが③となる。

## 3 管理手数料

### (1) 管理手数料規程の変更

2016年4月実施の使用料規程変更(第2章第15節「広告目的で行う複製」及び第16節「ゲームに供する目的で行う複製」の新設。「第1 徴収関係 2 録音 (3) 著作権信託契約約款変更に伴う使用料規程の整備」参

<sup>30</sup> 「第1 徴収関係 5 複合 (2) インタラクティブ配信」参照

照)に伴い、管理手数料規程の別表に「広告目的で行う複製」及び「ゲームに供する目的で行う複製」の2区分を新設する変更を行い、同年2月、文化庁長官に届け出た(同年9月1日実施)。

## (2) 管理手数料実施料率の見直し

既存分野の管理拡充や新規分野の管理開始により演奏等の徴収・分配実績が伸びており、かつ、業務効率向上への継続的取組により経費も安定して推移していることから、2016年2月、理事会は、2016年度の各分配期に適用する演奏等及び映画上映の2区分の管理手数料実施料率<sup>31</sup>の引下げを決議した。

区分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
演奏等	26%	26%	26%	26%	25%
映画上映	30%	30%	26%	26%	25%
貸レコード	11%	11%	10%	10%	10%
貸ビデオ	11%	11%	10%	10%	10%
インタラクティブ配信	11%	11%	11%	10%	10%

(注) 2012年度以降に料率を変更した区分のみを抜粋して掲載している。

## 第5 会務関係

### 1 信託契約の締結等

協会ホームページの資料請求フォーム等を活用し、会員・信託者の増加に努めた結果、367者(著作者289者、音楽出版者77者、その他の権利者1者)が新たに信託契約を締結し、118者(著作者110者、音楽出版者6者、その他の権利者2者)が新たに会員(準会員)となった。

### 2 会員・信託者に対する情報の提供

(1) 会報「JASRAC NOW」を毎月発行し、協会が行う事業等に関する情報を提供した。

<sup>31</sup> 管理手数料は、著作物使用料を会員・信託者に分配する際に、協会の管理経費として控除するものである。文化庁長官に届け出た料率(届出料率)の範囲内で、徴収実績と経費の状況を勘案して、実際に適用する料率(実施料率)を理事会において定めている。

(2) 明細データ提供システム<sup>32</sup>について、放送等に係る利用明細として提供する情報の対象となる放送事業者を追加<sup>33</sup>した。

### 3 社員への事業報告会

11月20日、社員<sup>34</sup>を対象として、事業報告会を開催し、9月末までの事業の執行状況、年度目標の達成見込み等について報告した。

### 4 会長選挙及び正会員理事候補者選挙

#### (1) 会長選挙

会長の任期が2016年3月31日をもって満了することから、同年1月から会長選挙を実施した。その結果、いではく正会員が当選した(同年4月1日付けで就任)。

#### (2) 正会員理事候補者選挙

理事の任期が2016年6月開催予定の定時社員総会終結時をもって満了することから、同年1月から正会員理事候補者選挙を実施した。作詞者区分、作曲者区分において立候補者が定数(各6人)を上回ったことから、正会員による投票を実施し、区分ごとに得票数上位6人が当選した。

当選人は、定款に基づき会長が推薦する学識経験者等区分の候補者と併せて、同年5月の理事会における審議を経て、次期理事の選任議案として定時社員総会に付議される予定である。

### 5 会員サービスの拡充

相続税法の改正(2015年1月施行)により相続税の取扱いが変更されたことを受け、従来の確定申告に関する税務相談に加え、新たに相続税等に関する税務相談を実施した。また、法律相談、契約保養施設、けやきホール、会員談話室等の利用サービス、会員カード配布等の会員サービスを継続した。

---

<sup>32</sup> 放送等及びインタラクティブ配信に係る利用明細情報及び分配明細情報に係る基本的な項目のデータを参照することができるシステム

<sup>33</sup> 10社追加し、合計16社とした。

<sup>34</sup> 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員。協会においては正会員がこれに当たる。

## 6 個人番号(マイナンバー)制度<sup>35</sup>への対応等

2016年度に運用が開始されるマイナンバー制度に適切に対応するため、著作権信託契約約款を変更したほか(「第8 著作権信託契約約款に関する検討」参照)、業務を担当する職員を対象にマイナンバーの取扱いに関するコンプライアンス研修を実施するなど(「第13 内部統制システムの整備」参照)、内閣府の定めるガイドラインに従って対応を進めた。

## 第6 システム関係

### 1 基幹システムの再構築

出版使用料の請求計算及び分配計算を行うシステムの再構築について、プログラム開発を完了した(2016年7月稼働予定)。

### 2 その他のシステム

作品届や許諾申請等の受付を行う各種EDI(電子データ交換)システムについて、利便性の向上や業務の効率化を目的とする機能の改善を実施した。

また、映像コンテンツに関して複数の既存システムが扱う情報を有効活用するため、システム間の各種連携機能の強化等を図った。

## 第7 組織の在り方に関する検討

### 1 定款等の変更

定款改正委員会(2014年10月設置。2016年6月任期満了)は、5月施行の法人法一部改正への対応についての検討を進め、同月、同法に合わせて定款を一部変更する必要がある旨を理事会に答申した。

これを受けた理事会は定款変更案を作成し、6月、同変更案は定時社員総会において可決された(7月2日施行)。主な変更点は、次の2点である。

---

<sup>35</sup> 行政事務の効率化等を目的として、住民票を有する全ての者に12桁の固有のマイナンバーが付与される。事業者は税務署等に提出する書類にマイナンバーの記載が義務付けられ、協会も、年間の分配額が5万円を超える会員・信託者等の源泉徴収票等の法定調書にマイナンバーを記載しなければならない。また、マイナンバーに関する個人情報は、特定個人情報としてその他の個人情報よりも高い水準で保護されることとなるため、マイナンバーを取り扱う事業者は適切な管理体制を整えることが義務付けられている。

- ① 会計監査人の選解任等に係る手続の変更
- ② 責任限定契約<sup>36</sup>の締結可能範囲の拡大

また、上記定款変更に伴う用語の整理等を目的として、7月、理事会は、定款細則「役員及び会長の選任に関する規程」及び「会員資格に関する規程」の一部変更を決議した(7月2日施行)。

## 2 会員制度の在り方等に関する検討

定款改正委員会は、10月以降、柔軟性のある組織運営の在り方に関する課題として、会員制度・社員資格の在り方について検討を進めた。

## 第8 著作権信託契約約款に関する検討

### 1 著作権信託契約約款等の変更

信託契約約款改正委員会(2014年10月設置。2016年6月任期満了)は、現行の管理の枠組みにおける課題について検討を重ね、4月、指し値に関する取扱いの差異を解消することが適当である旨を理事会に答申した。

これを受けた理事会は、上記課題に対応するための規定のほか、マイナンバー制度に対応する規定の整備等を行うため、著作権信託契約約款変更案を作成し、同変更案は、6月の定時社員総会において可決された(2016年1月6日施行<sup>37</sup>)。主な変更点は、次の4点である。

- ① 広告利用目的の複製のうち現在指し値ができないものを指し値の対象に追加
- ② 動画を伴わない業務用ゲーム機器への録音を指し値の対象に追加
- ③ マイナンバー制度の開始に伴う規定の整備
- ④ 信託期間の更新条件に関する規定の整備

上記④に対応するため、7月、理事会は、「信託期間に関する取扱規準」

---

<sup>36</sup> 役員がその任務を怠ったことにより法人に損害を与えた場合の損害賠償責任をあらかじめ限定しておく(賠償しなければならない額の上限をあらかじめ定めておく)契約

<sup>37</sup> ただし、指し値に関する規定については、使用料規定の整備状況を見定める必要があるため、上記施行日以後の日であって理事会が定める日までは適用しないこととした。2016年1月、使用料規定の整備が完了したことから、指し値に関する規定の適用開始日を同年4月1日とすることを理事会において決議した。

の一部変更を決議した(2016年1月6日施行)。

## 2 非一任型管理の在り方等に関する検討

信託契約約款改正委員会は、10月以降審議を再開し、非一任型管理や管理委託範囲の選択区分の在り方等について検討を進めた。

## 第9 著作権の保護及び制度の整備に関する取組

### 1 著作権保護期間延長及び戦時加算義務解消に向けた取組

5月に知的財産戦略本部に意見書<sup>38</sup>を提出するなど、著作権保護期間延長の意義と戦時加算義務解消の必要性を訴えた。

また、TPP協定<sup>39</sup>交渉が10月に大筋で合意に達し、11月には、同協定に基づく著作権法改正の必要性等について検討を行っている文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会から浅石常務理事がヒアリングを受け、国際的な制度調和の観点等から、著作権保護期間の延長に向けた法改正を進めるよう求めた。

なお、同協定が2016年2月4日に参加12か国の閣僚により署名されたことを受け、3月8日、同協定の締結に向けた国内法の整備のための法案が国会に提出された。著作権保護期間延長もその内容に含まれている。また、同協定参加国のうちアメリカ、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドとの間で、戦時加算義務の実質的な解消に向けた民間レベルでの対話を奨励するとともに、必要に応じて政府間協議を行うことを内容とする二国間書簡が交換された。オーストラリアは、さらに、TPP協定の効力が生ずる日以後戦時加算の権利を行使しないことを決定したとする書簡を日本側

---

<sup>38</sup> 同本部が実施した「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集に対して提出した。

<sup>39</sup> 環太平洋パートナーシップ協定。アジア太平洋地域において、知的財産を含む幅広い分野で新たなルールの構築を図る経済連携協定であり、経済規模が世界全体の4割を占める12か国(シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ及び日本)が交渉に参加した。同協定の知的財産の章には、保護期間を著作者の死後70年以上とすること、著作権法上の非親告罪の対象範囲を拡大すること、法定賠償制度又は追加的賠償(懲罰的賠償を含む。)制度を導入することなどが盛り込まれている。



に交付した。2016年3月、菅原理事長が、CISAC理事会において、解決に向け各団体へ協力を要請した。

## 2 私的録音録画補償金に代わる私的複製に係る適正な対価の還元に向けた取組

5月及び2016年1月、知的財産戦略本部が実施した意見募集<sup>40</sup>に対し、補償対象を私的複製に供される複製機能とし、補償義務者をその複製機能の提供事業者とする新たな制度の創設を求める意見書を提出した。

また、クリエイターへの適切な対価の還元の在り方を検討課題の一つとする文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会に浅石常務理事が委員として参加し、私的複製を必要としない配信サービスもあるものの、日本、ドイツ、フランス等においては音楽市場の主流は依然としてCD等のパッケージ商品であり、ユーザーの私的複製に対する適正な対価還元の仕組みとして上記制度の早期創設が必要であることを訴えた。

## 3 柔軟性の高い権利制限規定の創設に向けた動きへの対応

7月に文化庁が実施した意見募集<sup>41</sup>及び2016年1月に知的財産戦略本部が実施した意見募集<sup>42</sup>に対し、「柔軟な権利制限規定」の例として挙げられることの多いアメリカの「フェアユース規定」は、著作物等の商業的利用を目的としたものではないこと、著作物等の利用に係る課題については、権利制限規定の創設によってではなく、権利者と利用者(事業者)との誠実な交渉と契約によって解消すべきものであることなどを内容とする意見書を提出した。また、11月、権利制限規定の創設については慎重に検討すること

---

<sup>40</sup> 「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集(5月実施)及び「知的財産推進計画2016」の策定に向けた意見募集(2016年1月実施)

<sup>41</sup> 「知的財産推進計画2015」において、「柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する」とされたことを受け、文化庁は、「デジタル・ネットワークの発達に伴う新たなニーズ及び課題の解決に向けた柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制などの在り方の検討に向けて広く国民のニーズを把握するため」として、「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」と題する意見募集を実施した。

<sup>42</sup> 「知的財産推進計画2016」の策定に向けた意見募集

を求める意見書を、自由民主党の「知的財産戦略調査会コンテンツに関する小委員会」に提出した。

#### 4 権利者不明作品の利用円滑化に向けた取組

12月、有楽町朝日ホールにおいて、コンテンツ市場活性化の観点から、権利者不明作品の利用の円滑化に向けて国・利用者・権利者が果たし得る役割について考察するシンポジウム<sup>43</sup>を主催した。玉井理事が講演したほか、パネルディスカッションが行われ菅原理事長がパネリストとして登壇した。

2016年1月に知的財産戦略本部が実施した意見募集<sup>44</sup>及び同年2月に文化庁が実施した意見募集<sup>45</sup>に対し、現行制度の改善にとどまらず、欧米各国で導入又は導入に向けた検討がされている拡大集中許諾制度<sup>46</sup>など、権利者不明著作物に係る課題の抜本的な解決に資する新たな制度の導入について検討を進めるべきである旨の意見を提出した。

また、2016年3月には、協会を含む権利者8団体<sup>47</sup>が9月に発足させた「権利者による権利者不明作品問題を考える勉強会」主催のシンポジウム<sup>48</sup>に浅石常務理事及び玉井理事がパネリストとして登壇し、利用の円滑化に向けた施策について議論を行った。

## 第10 国際関係

### 1 外国地域における利用に関する施策

- (1) 内国作品の外国地域における利用について、外国の管理団体における徴収・分配が適正に行われるよう、協会が独自に収集した情報(213件)及

---

<sup>43</sup> 「それは『越えられない壁』なのか?～コンテンツ市場の活性化と権利者不明作品」。ライブ配信サービス「ニコニコ生放送」を利用した中継も行った。

<sup>44</sup> 「知的財産推進計画2016」の策定に向けた意見募集

<sup>45</sup> 裁定制度に係る運用基準の一部見直しに関する意見募集

<sup>46</sup> 著作物の利用者(又は利用者団体)と大多数の著作権者を代表する集中管理団体との間で締結された契約の効果を、当該集中管理団体の構成員ではない著作権者にまで拡張して及ぼすことを認める制度。北欧諸国等で導入されている。

<sup>47</sup> 協会のほか、協同組合日本脚本家連盟、協同組合日本シナリオ作家協会、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本美術家連盟、日本美術著作権連合、公益社団法人日本文藝家協会、公益社団法人日本漫画家協会の計8団体

<sup>48</sup> 「オーファンワークス問題解消への道のりとは？」

び会員・信託者から寄せられた情報(42件)を外国の管理団体へ提供するとともに、延べ約3千曲の国際票<sup>49</sup>を所要の団体に提供した。また、CISネットに対する内国作品情報の提供を継続した。

- (2) 海外で人気が高い日本の放送番組等のキューシートをデータ化するシステムを拡充し、迅速かつ正確に外国の管理団体へキューシートの提供を行う(約9,500件)体制を整えるなどの取組を実施した。

## 2 国際著作権組織等との連携

CISAC総会(6月4日、ブリュッセル)に都倉会長が出席したほか、CISACアジア太平洋委員会(5月14、15日、マニラ、11月25～27日、シドニー)、CISAC理事会(6月1、2日、ブリュッセル、2016年3月15、16日、トロント)、BIEM執行委員会(6月3日、ブリュッセル、2016年3月17日、トロント)等の各国際会議に役職員が出席し、国際間の著作権管理に関する諸問題の解決に向けた議論を行った。

また、CISAC音楽創作者評議会(CIAM)から招請を受け、都倉会長がCIAM執行委員会(6月3日、ブリュッセル)に出席し、アジア太平洋地域での音楽創作者の保護に関する議論に参加した。都倉会長は、同総会(10月14、15日、シエナ)で執行委員に選出され、アジアにおける著作権保護と創作者の現状等について報告を行った。

## 3 アジア地域を中心とした著作権管理水準の向上を図る対応

文化庁及び世界知的所有権機関(WIPO)が主催する研修(10月)の一環として来会したアジア各国の管理団体職員及び政府関係者等に対し、日本の音楽著作権管理制度や協会の管理事業に関する説明を行った。このほか、次の各国の著作権局又は管理団体の要請に応じて各種の説明を行った。

- ① 中国(7月来会、9月講師派遣)
- ② ベトナム(10月来会、2016年1月講師派遣)
- ③ インドネシア(12月来会、2016年1月講師派遣)
- ④ モンゴル(2016年2月講師派遣)
- ⑤ マレーシア(2016年3月来会)

---

<sup>49</sup> 相互管理契約を締結する団体の間で、作品情報を交換する方法の一つとして使用されている標準書式

## 第11 広報関係

### 1 主要メディア等を活用した広報

違法利用の防止、協会の役割等に対する誤解の解消と正しい理解の普及などを目的として、次の広報を実施した。

#### (1) インターネット

- ① 協会ホームページに、BGM利用に関して手続の可否を簡便に確認することができるページを新設したほか、小中学生に向けて著作権の大切さを伝えるコンテンツを拡充した。また、スマートフォンでの閲覧の利便性を向上させる対応を図った。
- ② 若年層の閲覧者が多いライブ配信サービス「ニコニコ生放送」において、協会に関する情報を提供する番組「THE JASRAC SHOW!」を毎月1回配信した。

#### (2) 放送・新聞・雑誌

- ① 主に中高生を対象としたTOKYO FMの番組「SCHOOL OF LOCK!」において特別番組(5月及び10月)及びCM(毎週1回)を放送するとともに、番組ホームページ内に著作権制度、協会の役割等を解説するページを設けた。また、8月、「未確認フェスティバル2015」<sup>50</sup>に協賛してブースを出展し、著作権制度等について説明した。
- ② 7月、毎日新聞社が小学生を対象に発行している「こども新聞なつ号」及び「毎日小学生新聞」に、1月、「少年写真ニュース」(少年写真新聞社)にそれぞれ広告記事を出稿した。
- ③ 11月及び12月、著作権保護期間の延長及び戦時加算義務の解消に関する問題について広く一般に周知するため、都倉会長と丸山茂樹プロゴルファーの対談広告をスポーツ報知に、都倉会長と甘利明経済再生担当大臣(当時)との対談広告を読売新聞に、それぞれ出稿した。

#### (3) その他

- ① 協会の情報提供を目的とした冊子「JASRACだより」を発行し、許諾契約を締結している社交場、レンタルCD・ビデオ店、各種教室等の

---

<sup>50</sup> 「SCHOOL OF LOCK!」がほか3社と共同で主催する10代限定の音楽イベント

契約者に配布した(計16万5千部)。

- ② 10月、全国の学校で音楽教育に携わる教職員が組織する全日本音楽教育研究会の全国大会にブースを出展し、参加した教職員に対して著作権教育への啓発のほか、著作権手続に関する説明や相談を実施した。
- ③ 教育機関等からの要請を受け、講演・講義に役職員を講師として派遣した。また、中学・高等学校の修学旅行生、大学生、司法修習生等計252人の来会を受け入れ、協会の業務等を説明した。

## 2 JASRAC賞及び定例記者会見

2014年度分配額上位の作品をJASRAC賞として選定し、5月20日、けやきホールにおいて関係する著作者及び音楽出版者を表彰した。また、同日、定例記者会見を行い、2014年度の協会の事業の概況等について説明した。記者会見・JASRAC賞贈呈式合わせて37社77人の報道関係者が出席し、テレビ、新聞、インターネット等で多数報道された。

(敬称略)

金賞「恋するフォーチュンクッキー」	
作詞者	秋元 康
作曲者	伊藤 心太郎
音楽出版者	株式会社AKS
銀賞「進撃の巨人BGM」	
作曲者	澤野 弘之
音楽出版者	株式会社ポニーキャニオン音楽出版
銅賞「ルパン三世のテーマ'78」	
作曲者	大野 雄二
音楽出版者	日本テレビ音楽株式会社
国際賞「ドラゴンボールZ BGM (TV)」	
作曲者	菊池 俊輔
音楽出版者	株式会社フジパシフィックミュージック
外国作品賞「"LET IT GO" from the DISNEY film "FROZEN"」	
作詞者・作曲者	KRISTEN ANDERSON-LOPEZ

	ROBERT LOPEZ
音楽出版者	【O.P. <sup>51</sup> 】 WONDERLAND MUSIC COMPANY INC 【S.P. <sup>52</sup> 】 株式会社日音 株式会社ヤマハミュージックパブリッシング

### 3 JASRAC音楽文化賞

「JASRAC音楽文化賞」は、売上や利用実績などの数字には表れない地道な活動を行っている個人・団体・作品等に光を当て、音楽文化の発展に寄与した功績を称え顕彰することを目的に2014年11月に創設された。第2回となる2015年度の受賞者は、外部有識者で構成する選考委員会における選考の結果以下の3件4者に決定し、11月18日、けやきホールにおいて表彰した。

長田暁二氏
(略歴・実績) レコード会社のディレクターとして実績を残す一方、音楽文化研究者として精力的に文筆活動に取り組み、その著書は200冊以上に及ぶ。6月には、明治期以降の日本の歌をその時代背景とともに幅広く記録した「戦争が遺した歌～歌が明かす戦争の背景～」を出版した。
(顕彰理由) 日本の大衆音楽史を独自の視点で30年以上にわたり系統的に研究し、その成果を積極的に著作にまとめあげ、数々の記録的価値の高い著書を世に送り出し、日本の歌の歴史を後世に繋いでいる功績を称え顕彰する。
木曾音楽祭実行委員会
(音楽祭の概要) 地元のクラシック愛好家たちによる定期演奏会から発展し、ボランティアに支えられながら毎年開催されている。プログラムに演奏される機会の稀な作品や初演作品が盛り込まれることもあり、音楽的な評価も高いほか、

<sup>51</sup> Original Publisherの略称。著作者と直接契約を締結した音楽出版者をいう。

<sup>52</sup> Sub Publisherの略称。O.P.から日本における楽曲の著作権の管理権限を付与されている音楽出版者をいう。

実施期間における町民との交流も演奏家から好評を得ている。
(顕彰理由) 生の音楽を体験する機会の少ない山間の地において、町と住民が一体となった地道な取組によって、地方で質の高い文化を育てるための、ひとつの有効なモデルケースを示した功績を称え、顕彰する。
長崎県オペラ協会 / OMURA 室内合奏団 創作オペラ「いのち」
(略歴・実績) 長崎県オペラ協会は、長崎に上質の音楽文化を根付かせることを目指し、県内の社会福祉施設や教育現場での公演なども積極的に行っている。 OMURA 室内合奏団は、長崎県大村市を拠点とするプロの室内オーケストラ。5月には初の東京公演を成功させた。
(顕彰理由) オーケストラもオペラも、根付くまでに高い志と時間を要する文化であるが、両団体の地道な活動が、地元長崎の被爆をテーマとする創作オペラ「いのち」の東京初演に結実した。戦後70年となる年に、地方で文化を育てる意義を全国に発信した意味は大きく、その功績を称え顕彰する。

#### 4 著作権思想の普及に資する取組

知的財産権分野の人材育成に寄与するため、以下の事業を実施した。

##### (1) 研究会(奨学寄附)

東京大学大学院「著作権法等奨学研究会(JASRAC)」

##### (2) 寄附講座・寄附科目

- ① 立教大学寄附講座「音楽文化とメディアのこれから」
- ② 横浜国立大学寄附講座「コンテンツ産業と法制度」
- ③ 常磐大学寄附講座「著作権と情報倫理」
- ④ 宮崎大学寄附科目「現代社会と著作権」
- ⑤ 放送大学教養学部寄附科目「著作権法概論」

#### 5 音楽文化の振興に資する取組

##### (1) 少年少女のための音楽鑑賞会「音楽職人が創るステージ」

スタジオミュージシャンによる演奏会及び開催地の学校の吹奏楽部へ

の演奏指導により、生演奏の素晴らしさを体験する機会を提供するとともに、著作権に関するクイズコーナー等を通じて著作権の大切さを伝える催物を、次のとおり開催した。なお、本事業は、東日本大震災からの復興を支援するため、2011年度以降、被災地において実施している。

10月9日	青森県八戸市	八戸市公民館
10月10日	青森県八戸市	八戸市南郷文化ホール
10月11日	青森県三沢市	三沢市公会堂

## (2) 昭和の歌人たち～日本の歌謡史を彩った作家達～

昭和時代に活躍した作家に焦点を当て、作品や創作にまつわるエピソードなどを紹介する催物を次のとおり開催した。当日の様子はNHK BSプレミアムで放送された。

11月6日	第31回	江口夜詩氏 江口浩司氏	相模原市民会館
2月1日	第32回	山口洋子氏	新宿文化センター

## (3) ミュージック・ジャンクション「世界を旅する音楽」

世界各地の地域に根差した音楽の演奏とその解説を通して、世界各地の音楽や文化、楽器などを紹介する公開講座を、次のとおり開催した。また、当日の様子は「ニコニコ生放送」を利用して公開された。

12月17日	第1回	ハワイの音楽と祈り	けやきホール
2月27日	第2回	アラブの音楽と詩	けやきホール

## 第12 その他協会の状況に関する事項

### 1 こころ音<sup>ね</sup>プロジェクト

東日本大震災からの復興と被災地の音楽文化の振興を音楽作品により継続的に支援するため2011年3月に立ち上げた「こころ音<sup>ね</sup>プロジェクト」の取組を継続した。

また、震災から5年という節目を機に、10月、理事会において、最初の支援先として岩手県釜石市を選定し、音楽を通じた復興に資するため、市民ホール(2017年10月完成予定)の再建費用の一部として1,000万円を寄附した。



【プロジェクト参加状況等】	2015年度	累計
プロジェクト参加作品・参加者数	42作品・27者	405作品・202者
(うち、「うたアクト <sup>53</sup> 」参加作品・参加者数)	13作品・13者	99作品・96者
「こころ音 <sup>ね</sup> 基金」への拠出額	1,581,842円	38,432,248円

## 2 公正取引委員会等への対応

### (1) 審決取消請求事件<sup>54</sup>

4月28日、最高裁(岡部喜代子裁判長)が公正取引委員会及び協会の上告を棄却する判決を言い渡した。これにより東京高裁の判決が確定し、協会に対する排除措置命令を取り消した審決が取り消された。

### (2) 審判事件<sup>55</sup>

上記最高裁判決を受けた公正取引委員会が6月12日、審判手続の再開を決定し、さらに、7月8日、株式会社イーライセンス<sup>56</sup>を審判手続に参加させることを決定した<sup>57</sup>。

5回の期日(うち1回は菅原理事長の審尋)において、本件で問題とされた使用料徴収方法が、大量の著作物の円滑な利用と適正な著作権保護とを効率的に両立させる合理的なものであって、諸外国において同様の方法

<sup>53</sup> プロジェクトの一環として、会員・信託者が被災者の心の支援を強く願って創作した作品をホームページ等で紹介する取組

<sup>54</sup> 2012年6月、公正取引委員会が協会に対する排除措置命令を取り消す審決を行ったことを受け、同年7月、株式会社イーライセンス(現：株式会社NexTone)が同委員会を相手方として、この審決の取消しを求める訴えを東京高裁に提起した(協会は被告(同委員会)側参加人としてこの訴訟に加わった。)。2013年11月1日、東京高裁が同社の請求を一部認容して審決を取り消す判決を言い渡したことから、同月13日、同委員会及び協会は、最高裁に対し上告等を行った。

<sup>55</sup> 2009年2月27日に公正取引委員会が協会に対する排除措置命令を発したことを受け、同年4月28日、協会は命令の取消しを求める審判を請求した。2012年6月、同委員会が命令を取り消す審決をしたことから、本件審判手続は一旦終結したが、上記最高裁判決によって確定した東京高裁判決に基づき再開されることとなった。再開後の審判では、独占禁止法違反(私的独占)の要件のうち、東京高裁判決により判断が確定した「排除効果」を除く3要件(「人為性」、「競争の実質的制限」及び「公共の利益」)への該当性と排除措置命令の「必要性・実行可能性」が争点となる。

<sup>56</sup> 当時。2016年2月1日付けで株式会社ジャパン・ライツ・クリアランスを吸収合併し、社名を株式会社NexTone(ネクストーン)に変更した。

<sup>57</sup> 2016年2月に株式会社NexToneが参加取下げの申立てを行ったことを受け、同年3月、公正取引委員会は同社の参加決定を取り消す旨の決定をした。

が広く採用されていることから明らかなように、独占禁止法に違反するものではないことを引き続き主張した。

### (3) 事件記録閲覧謄写許可処分取消請求事件<sup>58</sup>

4月28日、最高裁(岡部喜代子裁判長)が協会の上告を棄却する決定を行った。

### (4) 株式会社イーライセンスが提起した損害賠償等請求事件<sup>59</sup>

2016年2月16日、株式会社NexTone(株式会社イーライセンス<sup>56</sup>)が訴えの全てを取り下げた。

### (5) 記者会見の開催

上記(1)の最高裁判決を受け、5月8日、けやきホールにおいて記者会見を行い、菅原理事長及び北田常務理事が、協会の見解、今後の方針等について説明した(報道関係者等47人が出席)。

## 3 会議の開催

### (1) 社員総会

定時社員総会(6月25日)

[報告事項]

2014年度事業報告・決算報告の件

審決取消訴訟に係る最高裁判決等に関する報告の件

[決議事項]

第1号議案 定款一部変更の件【可決】

第2号議案 著作権信託契約約款変更の件【可決】

---

<sup>58</sup> 公正取引委員会が協会に対する排除措置命令に係る審判の事件記録の謄写を株式会社イーライセンスに許可したことを受け、2011年5月、協会はその許可処分の取消しを求める訴えを東京地裁に提起した。2013年1月、東京地裁が協会の請求を棄却したことから、協会は東京高裁に控訴したが、同年9月、東京高裁も協会の請求を棄却したため、同月25日、最高裁に対し上告の提起等を行っていた。

<sup>59</sup> 2014年5月20日、株式会社イーライセンスは、協会が放送事業者と包括契約(使用料を包括徴収することなどを内容とする契約)を締結していることが独占禁止法違反行為に当たるとして、不法行為による損害(包括契約がなければ得られたはずとして独自に算定した管理手数料相当額など約14億3千万円)の賠償及び包括契約の差止めを求める訴訟を東京地方裁判所に提起していた。

(2) 理事会

定例理事会 12回

臨時理事会 1回

(3) 監事会 13回

(4) 委員会

広報事業検討委員会 3回 信託契約約款改正委員会 4回

定款改正委員会 6回 分配委員会 5回

編曲審査委員会 4回 放送委員会 4回

4 会員及び信託者の異動

(1) 会員の異動

ア 正会員の異動

2014年度末現在正会員数 1,410者

2015年度資格取得正会員数 26者

2015年度資格喪失正会員数<sup>60</sup> 34者

2015年度末現在正会員数 1,402者

イ 著作者、音楽出版者等正会員数(2016年3月末現在)

作詞者 226者

作曲者 281者

作詞作曲者 645者

音楽出版者 250者

計 1,402者

ウ 著作者、音楽出版者等準会員数(2016年3月末現在)

作詞者 1,245者

作曲者 832者

作詞作曲者 1,521者

音楽出版者 496者

著作権の承継者(相続による承継者) 212者

<sup>60</sup> 準会員・信託者への変更、信託終了、死亡など

著作権の承継者(相続による承継者を除く) 13 者  
計 4,319 者

## (2) 信託者の異動

### ア 信託数の異動

2014年度末現在信託数 16,972件  
2015年度信託契約新規締結数<sup>61</sup> 387件  
2015年度信託終了数<sup>62</sup> 86件  
2015年度末現在信託数 17,273件

### イ 著作者、音楽出版者等信託数(2016年3月末現在)

作詞者 4,760 件  
作曲者 3,519 件  
作詞作曲者 6,025 件  
音楽出版者 2,936 件  
著作権の承継者(相続による承継者を除く) 33 件  
計17,273件

## 5 職員の状況

2016年3月末現在の職員数(嘱託職員を含む。)

	男	女	計
本部	194	124	318
支部	121	48	169
計	315	172	487

<sup>61</sup> 音楽出版者事業部との事業部を単位とする信託20件を含む。

<sup>62</sup> 信託者からの申出による信託契約解除など

## 第13 内部統制システム<sup>63</sup>の整備<sup>64</sup>

協会は、2010年4月、「内部統制システムの整備に関する基本方針」(38ページ以降に全文を掲載)を理事会において決議し(2015年4月、法人法施行規則の改正に合わせて一部変更)、同方針に基づく適正な事業運営に努めている。内部統制の運用状況の概要は次のとおりである。

### 1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

コンプライアンスの徹底を最優先した事業運営を行うため、「コンプライアンス推進規程」を定め、随時コンプライアンスに関する研修<sup>65</sup>を実施するなどして、役職員への周知徹底を図った。

コンプライアンス通報<sup>66</sup>に対応するため、コンプライアンス対策室内の社内通報窓口のほか、協会の顧問弁護士が担当する社外通報窓口を協会外に置いている。

### 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

理事会等主要な会議の議事録等は、「文書処理規則」等の業務規程に従って作成し、保存した。

### 3 損失の危機の管理に関する体制について

「リスク管理規程」「資金の管理・運用に関する規程」等の業務規程を定め、リスクへの対応、協会の財産の損失防止を図っている。

### 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

2015年度の事業計画及び収支予算を定め、定例理事会を月1回

---

<sup>63</sup> 内部統制システムとは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要な体制の総称である。

<sup>64</sup> 法令上、内部統制システムの整備について決議があるときは、その決議の内容及び運用状況の概要を事業報告に記載しなければならないとされている(法人法123条2項、法人法施行規則34条2項2号)。

<sup>65</sup> 2015年度はマイナンバー制度に関するコンプライアンス研修を実施した。

<sup>66</sup> 通報者は、当該コンプライアンス通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないこと、コンプライアンス通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、上記通報窓口申し立てることができることが「コンプライアンス推進規程」に定められている。

開催したほか、業務運営を円滑に行うため、経営会議及び業務執行会議を定期的に開催し、業務を執行した。

「経理規程」「決裁規則」等の業務規程に沿った決裁、意思決定等を行い、理事の職務執行が円滑に行われるよう努めた。

5 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監事は、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等と意見交換等を行ったほか、経営会議、業務執行会議等の会議に出席するなどして、職務執行の状況及び内部統制の実施状況の把握に努めた。

## 内部統制システムの整備に関する基本方針

### I 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

当協会は、「音楽の著作物の著作権を保護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、もって音楽文化の普及発展に寄与すること」を目的として掲げ、音楽の著作物の著作権に関する管理事業、音楽文化の振興に資する事業などを通じて実践している。

当協会は、これらの事業の運営について、その指針となる「JASRAC行動指針」に基づき、コンプライアンスを最優先して適切に行うとともに、次のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

### II 内部統制システムに関する体制の整備

#### 1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（第90条第4項第5号及び法人法施行規則第14条第4号関連）

理事及び職員等が、法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理を持ち、適切に職務を執行していくために、以下の取組を行う。

- (1) 「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づき、当協会の社会的信頼の維持及び向上に資するための体制を整備するほか、公益通報者保護に関する体制を整備し、理事及び職員等の適切な職務執行を行う。
- (2) 理事及び職員等に対して、定期的に研修等を実施して、法令及び定款等違反を未然に防止する。

#### 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（法人法施行規則第14条第1号関連）

理事の職務の執行に係る情報の管理を行い、適正かつ効率的な職務執行に資するため、以下の取組を行う。

- (1) 理事の職務執行に係る情報として、理事会等主要な会議の議事録、社内決裁に係る起案書、各種契約書等を「文書処理規則」等の業務規程に基づき、保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、保存する。
- (2) 「電磁的業務情報保護管理規程」等の業務規程に基づき、情報セキュリティ体制を構築し、文書又は電磁的情報等の漏洩、紛失等を防止する

とともに、情報の管理を徹底する。

### 3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制(法人法施行規則第14条第2号関連)

協会を取り巻く危険やリスクがもたらす損失を予防するとともに、実際に損失が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、以下の取組を行う。

- (1) 「リスク管理規程」等の業務規程に基づき、協会の業務に関する様々なリスクを未然に防止するとともに、実際に損失が発生した場合には、直ちに理事会及び理事長に情報が伝わる仕組みを構築し、損失の最小化に努める。
- (2) 協会の財産の損失を防ぐために、協会財産の管理・運用に係る基準等を定める。

### 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(法人法施行規則第14条第3号関連)

理事の職務執行が効率的に行われるため、以下の取組を行う。

- (1) 各事業年度のはじめまでに事業計画及び収支予算を定め、限られた経営資源を効率的に活用する。
- (2) 定例理事会を月1回開催する。
- (3) 業務運営を円滑に行うため、理事長、常務理事、常任理事、協会の職員等で組織する経営会議及び業務執行会議を定期的に開催し、理事長若しくは常務理事又は常任理事の職務執行を効率的に行うための審議を行う。
- (4) 「経理規程」、「決裁規則」等の業務規程により、理事及び職員等の職務執行が円滑に行われるよう、その基準を明確に定める。

### 5 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監事の指示の実効性の確保に関する事項(法人法施行規則第14条第5号から第7号まで関連)

- (1) 監事からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、速やかに監事補助人を配置するものとする。この場合において、監事に人



選に関する意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(2) 監事補助人は、監事（当該監事補助人が補助すべき監事に限る。(3)から(5)までにおいて同じ。）の指示に従いその職務を遂行する。

(3) 理事及び職員等は、監事補助人が監事の指示に従って行う調査に対し、誠実に協力するものとする。

(4) 監事補助人は、その職務について監事以外の者の指揮命令を受けないものとする。

(5) 監事補助人の考課及び異動について監事に意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。

**6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制（報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む。）（法人法施行規則第14条第8号及び第9号関連）**

(1) 理事及び職員等が次の事項を発見したときに遅滞なく監事に報告をするための連絡体制を確立し、それを理事及び職員等に周知徹底する。

① 法令、社会規範又は協会の規程等に違反する事項又は違反するおそれがある事項

② 協会の社会的信頼又は事業運営の公平・公正を失わせる事項又は失わせるおそれがある事項

③ 上記①及び②のほか、協会の業務又は財産に損害を及ぼすおそれがある事項

(2) 上記(1)の報告をした理事又は職員等に対して当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしてはならないものとし、その旨を理事及び職員等に周知徹底する。

(3) 理事会は、監事から上記(2)に反する取扱いがされた疑いがある旨の報告（法人法第100条に規定する報告）を受けたときは、事実関係の究明を図り、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。

**7 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（法人法施行規則第14条第10号関連）**

法人法第106条の規定による費用の前払又は償還の請求その他の請求の手続については、監事の意見を聴取した上で定めるものとする。

**8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（法人法施行規則第14条第11号関連）**

監事の監査が実効的に行われるため、以下の取組を行う。

- (1) 監事の求めに応じて、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等は、定期的及び随時、監事と意見交換を実施する。
- (2) 監事は、経営会議、業務執行会議その他の重要な会議に出席できるものとする。
- (3) 監事は、職務執行の状況及び内部統制の実施状況を監査するために、理事及び職員等に対して、いつでも報告を求めることができる。報告を求められた理事及び職員等は、当該事項について速やかに報告を行う。

以上

